

日本版BPSDケアプログラム 利用規約

31福保高在第1149号
令和元年11月27日
最終改正 2福保高在第1289号
令和3年4月1日

1 総則

本「日本版BPSDケアプログラム 利用規約」（以下「本規約」という。）は、介護サービス事業所及び介護保険施設等（以下「事業所等」という。）における認知症ケアの質の向上のための取組を推進する人材を養成するとともに、BPSD（認知症の行動・心理症状）を「見える化」するオンラインシステム（以下「システム」という。）を活用し、ケアに関わる担当者間の情報共有や一貫したケアの提供をサポートするため、東京都と公益財団法人東京都医学総合研究所が協働して開発した日本版BPSDケアプログラム（以下「ケアプログラム」という。）を利用する際の規約を定めたものである。

ケアプログラムを利用する者は、本規約について理解と承認の上で利用するものとし、本システムを利用した時点で本規約に同意されたものとする。

2 利用対象者

ケアプログラムを利用できる者は、東京都内に所在する事業所等の職員であって、当該事業所等の管理者等が認めた者とする。その他東京都又は区市町村が必要と認める団体等の職員とする。

3 利用方法

- (1) ケアプログラムを利用する事業所等の管理者は、職員にケアプログラムの利用に係る所定の研修を受講させるものとする。
- (2) 事業所等におけるシステムへの利用者情報の入力、原則として前項の研修を修了した者（以下「アドミニストレーター」という。）が行うものとする。

4 ID・パスワードの通知・管理

- (1) 東京都は、前条に定める研修を受講する者及びアドミニストレーター（以下「ユーザー」という。）に対してID・パスワードを付与し、通知する。
- (2) ユーザーは、自己のID・パスワードの使用及び管理についての一切の責任を持つ。

5 利用に関する禁止行為と責任

- (1) ユーザーは、ケアプログラムの利用に当たり、以下に掲げる行為をすることはできない。該当する行為を行った場合、東京都は当該ユーザーの利用を停止させ、付与したID・パスワードを無効化することができる。
 - ア 本規約に違反する行為
 - イ 法令、公序良俗に反する行為

- ウ 東京都、他のユーザーまたは第三者を誹謗中傷する行為
- エ 東京都、他のユーザーまたは第三者の財産、プライバシー等を侵害する行為
- オ 東京都、他のユーザーまたは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為
- カ ケアプログラムの運用を妨げ、あるいはケアプログラムの信頼をき損するような行為
- キ ID・パスワードを他のユーザー又は第三者に譲渡もしくは使用させる等、不正に使用する行為
- ク 本システムの画像、文字等について、東京都に無断で他のホームページ又は印刷物等に転載する行為
- ケ 本システムに対して不正にアクセスする行為
- コ 本システムに対し、ウイルスに感染したファイルを故意に送信する行為
- サ その他、東京都が不適切と判断する行為

- (2) ユーザーは、前項の禁止行為により、他のユーザー、第三者又は東京都に対し損害を与えた場合は、この損害賠償の責任を負うものとする。
- (3) ユーザーは、ケアプログラムの利用に起因して他のユーザー又は第三者と紛争が生じた場合は、自己責任でその一切を解決するものとする。
- (4) ユーザーは、使用するパソコン、通信機器、回線等が正常に稼働する環境を確保すること。

6 個人情報の保護

ケアプログラムの運用に当たって、東京都は別に定める「日本版BPSDケアプログラム 保有個人情報の取扱いに関する基本方針」に基づき、個人情報を保護・管理する。

7 事業所等の情報の掲載

ケアプログラムを利用する事業所等については、原則として以下の情報を東京都ホームページに掲載することとする。ただし、掲載を希望しない場合は、東京都へその旨を申し出ること。

- (1) 事業所名
- (2) 事業所の種類
- (3) 住所
- (4) 電話番号

なお、掲載情報の変更等が生じた場合は、直ちに東京都に届け出ること。

また、東京都は、登録情報に過誤がある場合は登録情報を修正できるものとする。

8 保存期間

システムにおける利用者情報の保存期間は、ユーザーの最終入力後、次の4月から起算して2年間とする。

9 免責事項

- (1) 東京都は、以下の事項について責任を負わないものとする。

ア ケアプログラムの利用により発生したユーザーの損害（他者との間で生じた紛争等に起因する損害を含む。）

イ 本システムに起因しないパソコン、通信機器及び回線の障害により生じた障害

ウ 災害、事変等、東京都の責めに帰すことのできない事由により、本システムの利用が遅延及び不能となった場合に生じた損害

エ パソコン、電子証明書等が偽造、変造、盗用又は不正使用等により、使用者がユーザー本人でなかったことにより生じた損害

(2) 本システムの利用に関して紛争が生じた場合については、東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

10 著作権

(1) ケアプログラムに係る著作権等の知的財産権は、すべて東京都に帰属する。

(2) ユーザーは東京都の承認を得た場合を除き、ケアプログラムに係る情報について、転載及び複製等を行うことはできない。ユーザーがこれに違反した場合、東京都は利用行為の差止及び損害賠償を請求することができる。

(3) システムに入力した情報についての著作権の有無、帰属、第三者に対する利用の許諾、他の第三者に対する侵害その他紛争については、東京都は一切の責任を負わず、各ユーザーの責任と負担において処理解決するものとする。

11 利用規約の変更

本規約は、予告なしに変更することができるものとする。また、本規約が変更された場合は、変更後の規約が適用されるものとし、ユーザーはこれに異議なく同意したものとする。

附則 この規約は、令和元年11月27日より施行する。

附則 この規約は、令和3年4月1日より施行する。